

扶養認定添付書類(扶養から外れる場合は除く)

配偶者・子・父母等続柄にかかわらず

★「所得証明書(原本)」(今取れる一番新しい所得証明書)

※市区町村によっては名前が違う場合があります。

例)横浜市 「令和○年度 市民税県民税 課税(非課税)証明書」

※収入の内訳が記載されているものが必要になります。

※省略ができる市区町村もありますが、省略しないようにしてください。

(出生及び全日制の学生の場合に限り、「所得証明書」は必要ありません。)

★「被保険者と扶養対象者の続柄がわかる住民票(原本)」

(※被保険者が世帯主でない場合は、続柄の確認のため、戸籍謄本が追加で必要になります。)

◆出生の場合

・被保険者との続柄を省略しない住民票の原本

(※被保険者が世帯主でない場合は、戸籍謄本が追加で必要になります。)

◆結婚の場合

・戸籍謄本(原本)

◆大学生および各種学校の在学生(高校生以上、全日制の場合のみ)

「学生証の写し」または「在学証明書」

また、次に該当する方は「所得証明書」とあわせて下記書類が必要になります。

各種公的年金を受給されている方

「直近の年金額改定通知書の写し」または「直近の年金支払通知書の写し」

(遺族年金・障害年金や厚生年金基金等から受けている年金も収入となります。)

被保険者と別居されている方

「3ヶ月分以上の預金通帳の振込記録や郵便書留の写し」

(生計費の手渡しは認められません。)

自営・個人事業所得・不動産所得・配当所得等で収入がある方

「直近の確定申告書の写し」

退職・廃業で現在は無職であるが、「所得証明書」に金額が載っている方

「退職証明書(原本)」・「廃業届の写し」・「退職日の記載されている源泉徴収票の写し」等、

退職・廃業の事実のわかる書類

* 雇用保険の受給の有無を確認して備考欄に受給の有無を記載してください。また、受給中は

基本手当日額が3612円(60歳以上の方は5000円)以上な場合、扶養認定できません。

パート・アルバイト等で収入のある方

「直近の給与明細3カ月分の写し」

※添付書類につきましては、被扶養者によってそれぞれ状況が違う場合があります、上記以外の添付書類が必要となることがありますので、ご不明な点は健康保険組合までご連絡ください。

★★

・日本国内に住所があり、主として被保険者の収入により生計が維持されていること。

◆被保険者と同一世帯の場合

・扶養家族の年間収入が130万円未満(60歳以上、障害年金受給者は180万円未満)であること。

◆被保険者と同一世帯でない場合(別居等)

・扶養家族の年間収入が130万円未満(60歳以上、障害年金受給者は180万円未満)かつ被保険者からの仕送り額より少ないこと。

◆営業等所得がある場合

健康保険では収入額から「直接的必要経費」を差し引いた残りの額が生計を維持するため投入し得る収入額と考えます。

「直接的必要経費」とは、その経費なしに事業が成り立たない経費で、製造業の原材料費、小売業の仕入代、これに必要な運送経費などがあたります。

※「直接的必要経費」であるかの確認のため、被扶養者の方から聞き取りをする場合がありますのでご了承ください。

★★

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

夫婦が共同して(いわゆる共稼ぎ)扶養している場合には、次のような取り扱いとなります。

- ・被扶養者の数にかかわらず、被保険者の年間収入(今後1年間の収入)が多いほうの被扶養者とする。
- ・夫婦の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主たる生計維持者の被扶養者とする。
- ・被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。
被保険者は当該通知を届出に添えて次に届出を行う保険者等に提出する。
- ・年間収入の逆転に伴い、被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。
- ・主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。